

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるもので、人権にかかわる重要な問題である。

本校は、児童一人一人の人権を守り尊厳を保持する目的の下、国・市・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために学校いじめ防止基本方針を策定する。

（定義）

法第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

法第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

I いじめに対する基本姿勢

本校においては、法の定義に則り、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、児童の実態に応じた取組を図る。また、市や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

（I）自校の課題

・児童のコミュニケーション力の育成

近年、対話の経験不足等により、意思の伝え方や受け止め方に課題を抱える児童が見られる状況である。学校としては、学級活動や協働的な学習を通して、相手の気持ちを理解し、自分の思いを適切に伝える力を育成する。

・規範意識の向上と基本的生活習慣の確立

チャイム着席などの基本的なルールを守ることは、安心・安全な学校生活の基盤である。学校全体で共通理解を図り、児童が主体的にルールを守る姿勢を身に付けられるよう、継続的な指導と支援を行う。

・対人関係スキルの向上

友達との関わり方やトラブルの解決方法を学ぶ機会を充実させることが必要である。道徳科や学級活動、スクールカウンセラーとの連携を通して、思いやりや協力の大切さを学び、より良い人間関係を築く力を育成する。

(学校及び学校の教職員の責務)

法第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所等その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(2) 学校としての役割

- ① いじめに対する正しい認識の共有と組織的対応
いじめに関する正しい理解を全教職員で共有し、組織的に連携して早期発見・早期対応に努める体制を整える。児童の小さな変化も見逃さず、迅速かつ丁寧に対応することを基本とする。
- ② 教育相談活動の充実と生徒指導の一体的な推進
児童が安心して相談できる環境づくりを進め、教育相談活動の充実を図るとともに、全教育活動を通じた生徒指導を一体的に展開する。児童の悩みや不安を早期に把握し、適切な支援につなげる体制を強化する。
- ③ 家庭・地域・関係機関との連携強化
いじめの未然防止と早期対応には、家庭や地域、関係機関との連携が不可欠である。本校は、情報共有や協働的な取組を通して、児童を多面的に支える体制づくりに努める。
- ④ 「いじめ防止強化月間」における効果的な取組の推進
「いじめ防止強化月間」においては、児童の実態に応じた指導や啓発活動を計画的に実施し、いじめに対する意識の向上と未然防止の取組を一層強化する。
- ⑤ いじめ重大事態への備えとガイドラインの活用
いじめ重大事態の調査に関するガイドラインおよびチェックリストを活用し、平時からの備えを徹底する。重大事態が発生した際には、迅速かつ公正な調査と適切な対応を行う体制を確保する。

(3) 教職員としての役割

- ① 児童理解の深化と日常的な見守りの徹底
教職員は、「心の健康観察」の実施や日常的な関わりを通して、児童の心身の状態や変化を的確に把握するよう努める。児童一人ひとりを丁寧に理解し、安心して学校生活を送れるよう支援する。
- ② 教育活動全体を通じた未然防止教育の推進
教育活動全体を通していじめの未然防止教育を行い、いじめを許さない風土の醸成を図る。児童が互いを尊重し、安心して過ごせる学校・学級づくりに主体的に取り組む。
- ③ 児童の内面への寄り添いと支援
不安や悩みを受容する姿勢を示し、児童の気持ちに寄り添いながら内面の支援を行う。児童が安心して相談できる関係づくりを重視し、必要に応じて適切な支援につなげる。

④ 迅速かつ継続的な対応と被害児童の保護

いじめが疑われる事案に対しては、迅速かつ継続的に対応し、いじめを受けた児童を最後まで守ることを徹底する。事実確認や支援の過程においては、児童の安全と安心を最優先とする。

⑤ 教職員間の組織的連携による対応の強化

教職員間で情報を共有し、組織的に連携していじめ問題に対応する。個々の教職員が孤立して対応することのないよう、学校全体で支える体制を確立する。

(4) 保護者としての役割

(保護者の責務)

法第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

① 家庭との連携による思いやり・規範意識の育成

家庭と連携しながら、児童の思いやりや規範意識を育む指導の充実を図る。家庭での声かけや生活習慣づくりと学校の教育活動が連動することで、児童の健やかな成長につながると考える。

② 児童の様子に関する情報共有と早期対応

児童の気になる様子や変化について、保護者と適切に情報共有を図り、早期対応に努める。保護者と学校が同じ方向を向いて協力することで、児童をより確実に支えることができる。

③ 学校の取組の適切な発信と理解・協力の促進

いじめ防止に関する取組や教育活動の方針を保護者に対して分かりやすく伝え、理解と協力を得ながら取組を進める。学校と家庭が互いに信頼関係を築き、児童の安全と安心を守る体制を強化する。

2 いじめの未然防止のための措置

① 教職員研修を通じた共通理解の深化

校内研修や教育委員会研修等の機会を活用し、教職員間でいじめに関する正しい理解と共通認識を深める。全教職員が同じ視点で児童を見守り、未然防止に向けた組織的な取組を進める体制を整える。

② 道徳教育・人権教育の充実による態度形成

道徳教育や人権教育の充実を図り、児童がいじめに向かわない態度や他者を尊重する力を身に付けられるよう指導を行う。日常の学習や活動を通して、思いやりの心や公正な判断力を育成する。

③ 安心して学べる環境づくりの推進

分かりやすい授業づくりや温かい学級・学校づくりを進め、児童が安心して過ごせる環境を整える。児童一人ひとりが居場所を感じられる学級経営を重視し、信頼関係の構築に努める。

④ 児童の自己有用感・自己肯定感の育成

教育活動全体を通して児童が活躍できる場を設定し、自己有用感や自己肯定感の育成に努める。成功体験や役割を通して、自分を大切に、他者を尊重する態度を育てる。

⑤ 主体的に考える機会の設定

「中学校区ミーティング」等の機会を活用し、児童がいじめについて主体的に考える場を設ける。自らの行動を振り返り、より良い人間関係づくりについて考える力を育成する。

3 いじめの早期発見のための措置

① いじめに関するアンケートの計画的な実施

年3回以上「いじめに関するアンケート」（うち1回は全市一斉アンケート）を実施し、児童の状況や心情の把握に努める。アンケート結果を丁寧に分析し、早期発見につながる取組を強化する。

② 教育相談体制の整備と定期的な相談機会の確保

定期的に教育相談を実施するなど、児童が相談しやすい環境づくりを進め、教育相談体制の構築を図る。児童の悩みや不安を早期に受け止め、適切な支援につなげる体制を整える。

③ 「心の健康観察」による心の不調の把握

「心の健康観察」を継続的に実施し、児童の心の不調や変化の早期把握に努める。日常的な見守りと併せて、児童の小さなサインを見逃さないよう組織的に取り組む。

④ 相談窓口の周知による相談体制の充実

「北九州市 SNS 悩み相談」や「24 時間子ども相談ホットライン」などの相談窓口を児童や保護者に周知し、相談体制の充実を図る。学校内外の相談先を明確にすることで、児童が安心して相談できる環境を整える。

4 いじめに対する措置

① 組織的な対応体制の確立

いじめを発見した場合、またはいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員が抱え込むことなく、組織として対応する。迅速かつ適切な対応が行えるよう、校内での情報共有と連携を徹底する。

② 被害児童の安全確保と心情への寄り添い

いじめを受けた児童の気持ちに寄り添い、安全と安心を最優先に確保する。児童およびその保護者に対して必要な支援を行い、心身の安定を図るための取組を継続する。

③ 加害児童への指導と保護者との連携

いじめを行った児童の保護者にも協力を求め、当該保護者と連携しながら、児童への適切な指導および保護者への助言を行う。再発防止に向けて、学校と家庭が一体となって取り組む体制を整える。

④ いじめの継続的な確認とフォローアップ

認知したいじめについて適切な対応を行った後、いじめに係る行為が止んでいる状態が一定期間継続していること、また被害児童が心身の苦痛を感じていないことを含め、継続的に確認する。必要に応じて支援を継続し、再発防止を徹底する。

⑤ 情報モラル教育の推進とネット上のいじめへの対応

情報モラル教育を推進し、インターネットを介したいじめの早期発見および適切な対応に努める。児童が安全に ICT を活用できるよう、指導と啓発を継続する。

(いじめに対する措置) いじめ防止対策推進法23条フロー

児童（生徒）がいじめを受けていると思われる時

いじめの事実の有無を確認

検討結果を教育委員会に報告

いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒双方から丁寧に話を聞き、「いじめの定義」にあてはまるかを確認する。

いじめがあったことが確認された場合

- いじめをやめさせる。
 - 再発防止をするため、複数の教職員によって、SC、SSW等の専門的な知識を有する者の協力を得つつ、
 - ① いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援
 - ② いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言①②を継続的に行う。
- ※ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童等をいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる。

上記①②を行うにあたっては、保護者間で争いが起きることのないよう、いじめ事案に係る情報を保護者と共有する。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものは所轄の警察署と連携して対処する。
- 児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

児童生徒に関すること		教職員に関すること	
期日	活動内容	期日	活動内容
【前期】			
4月	始業式・入学式 学校いじめ防止基本方針について説明 道徳（いじめ問題に関する取組）	4月	学年会議（児童理解） 校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・いじめ問題に関する研修
		5月	職員会議（児童理解） 校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・いじめ問題に関する研修
6月	いじめに関するアンケート 教育相談①	6月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・いじめ問題に関する研修
7月	保護者懇談会①	7月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・いじめ問題に関する研修
8月	ネットいじめ防止フォーラム		職員会議・いじめ問題に関する研修 （前期前半の取組みの点検、評価、9月い じめ防止強化月間取組の確認等）
9月	いじめ防止強化月間 全市一斉アンケート・面談 いじめに関するアンケート 教育相談② 学級活動（いじめ問題に関する取組）	9月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・いじめ問題に関する研修
【後期】			
		10月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・いじめ問題に関する研修
11月	いじめに関するアンケート 教育相談③	11月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・校内研修（アンケート結果を基にし た取組の確認等）
12月	保護者懇談会②	12月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・いじめ問題に関する研修
1月	いじめに関するアンケート 教育相談④	1月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・いじめ問題に関する研修
		2月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・いじめ問題に関する研修 職員会議（取組の点検・評価等）
		3月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・校内研修（アンケート結果を基にし た取組の確認等） 校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・職員会議（1年間の取組の点検・評 価、児童理解等）

6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ問題対策委員会

(学校におけるいじめ防止対策のための組織)

法第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針の内容確認
 - ・ 基本方針に基づく年間計画の作成・実行、校内研修の企画・実施
 - ・ いじめの相談・通報の窓口、情報の収集・整理・記録
 - ・ いじめの疑いに関する情報があった場合、緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定、保護者との連携
 - ・ いじめの認知
 - ・ 基本方針の点検、チェックリストの点検、いじめ対策の取組の効果をPDCAサイクルで検証
 - ・ いじめ重大事態の調査が学校主体の場合の調査組織の母体
- ※ SC・SSW等、常に会議に参加できない委員には、会議録等を活用し、情報共有を行う

② 校内いじめ問題対策委員会

- 校長 ○ 教頭 ○ 教務主任 ○ 生徒指導主任
- 養護教諭 ○ 各学年生徒指導担当（7名） ○ スクールカウンセラー
- （○ スクールソーシャルワーカー ○ スクールサポーター）

※ 校内いじめ問題対策委員会は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長のほか、委員の半数以上の出席により定期的に開催する。ただし、緊急の対応が必要な場合は、校長の判断により、半数以上の出席がなくても臨時に開催することができる。

欠席した委員に対しては、会議の議事録を共有するものとする。また、外部関係者が欠席した場合は、必要に応じて専門的観点からの意見を後日聴取するものとする。

また、会議録には、開催期日、出席者、課題及び審議内容を記載するものとする。

③ 校内いじめ問題対策委員会活動計画

※ 定例会は少なくとも月に1回以上行う

(2) 関係機関・相談機関との連携

① 連携の必要性

次のような状況がある場合、指導の効果を見極め、適切な時期に適切な関係機関と連携を図る。

- ・ 心理的なケアが必要であると判断した場合
- ・ 児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じられるおそれがある場合
- ・ 被害児童の安全が脅かされるおそれがある場合
- ・ 児童や保護者が、教職員には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ・ 問題行動を繰り返す児童の処遇や、家庭環境に配慮を要する児童の対応に関する場合
- ・ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合 等

② 連携のための配慮事項

- ・ 関係機関・相談機関との連携は、校長が判断し、学校の指導体制の一環として行う。
- ・ 学校が関係機関から連絡を受けた場合は、校長が教育委員会に報告する。
- ・ 安易に関係機関や相談機関に依頼したり、連携後にまかせっきりになったりしないようにする。
- ・ 保護者に関係機関・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止め、保護者が学校や教職員に不信感を生まないように配慮する。

7 重大事態とは

(重大事態の定義)

法第二十八条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ重大事態への対応

- ① いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）に準じた対応を行う。